

## 八ッ場ダム住民訴訟通信-109

2015年6月10日発行

**ダムひとつ止められない国に、戦争は無理。**

**八ッ場ダム・霞ヶ浦導水と戦艦大和・武蔵に見る“情けない証”**

どうして誰が考えても無駄なダムが止められないのか。何故  $1+1=2$  より簡単な数式がこの国では解けないのか。思い浮かぶのは戦艦大和と武蔵です。両艦の建造要求が出たのは1934年(昭和9年)、翌年に失効するロンドン海軍軍縮条約を先取りしてのことでした。しかし、そのころ既に「航空主兵論」が主流になりつつあり、現に1935年(昭和10年)に始まる日中戦争では、当時海軍次官だった山本五十六は「対米決戦の主要戦略」のテストとして南京渡洋爆撃を“成功”させ、1941年(昭和16年)本番の真珠湾攻撃でも“成功”しているのです。その間、大和も武蔵も見直しもされず粛々と造られてしまいました。

多くの人々が無用の長物と知りながら誰も止めなかったのです。結果は無惨。数多の人命を巻き込み、一矢も報いることもなく海の藻屑となりました。

戦後70年、この国は何も変わっていません。大鑑巨砲は巨大ダムに変わり、八ッ場ダム、霞ヶ浦導水が粛々と進められています。

悲しいほどの酷似です。八ッ場ダム、霞ヶ浦導水の基本計画が立てられた1985年頃には、利根川上流のダム群はほぼ完成していました。将来の人口減少は国も県も知っていたはず。近い将来水余りになることは避けられないことも。それでも計画は実行に移されました。大和・武蔵にはなかった反対運動という大波を押しつけてまで。そして水需要の減少という“戦況の変化”にも目もくれず。

天を仰ぎます。私たちに脈々と受け継がれるDNAに致命的な欠陥があると言わざるを得ません。何処かから“自虐的民族観”と叱られそうですが、この国で生きてゆく以上自覚しなければならないと思うのです。そして、とても戦争なんかできる国ではないことも。

**“早く造れ霞ヶ浦導水”の大合唱。**

**ここにも“情けない証” 橋本知事+関係37市町村長。**

5月18日、橋本昌知事を会長とする霞ヶ浦導水事業建設促進協議会は「霞ヶ浦導水事業の促進に関する決議」を国土交通省へ提出しました。※決議文は別紙参照

霞ヶ浦導水事業は、那珂川流域の茨城・栃木両県の漁協が那珂川と涸沼周辺の生態系が破壊され漁業権が侵害されるとして、国に那珂川取水口の建設工事差し止めを求める訴訟を行っており、7月17日には水戸地裁で判決が出る予定です。

決議書に名を連ねる県中央・県南・県西・鹿行の市町村長は、これまで「水需要が減っている。人口も減っている。だから県水の供給料金を値下げして欲しい」と、県企業局へ幾度となく要望書を提出していたのですから、主体性の無さには驚くばかりです。

おそらく、判決を前に国土交通省の肝いりで知事・関係市町村長が決議したのでしょう。霞ヶ浦導水が完成した暁には責任引取水が実施されることを知りながらの、県民を犠牲にする“確信的妄動”です。必ず来る「国民の犠牲」に目をつぶり、大和・武蔵を造り続けた当時の軍部、政治家に何と似ていることか。再現フィルムを見る様なおぞましさです。

## 霞ヶ浦導水事業を考える県民会議

### 決議に抗議。導水事業の中止を求める声明を発表

5月28日、前述の決議に対し「霞ヶ浦導水事業を考える県民会議」は、水余りは既成の事実であり、霞ヶ浦の浄化は現状の対策で導水事業が目指すCOD値を超えて浄化は進んでいることを指摘。決議に抗議するとともに霞ヶ浦導水事業の中止を求める声明を発表しました。以下全文をご覧ください。

## 霞ヶ浦導水事業建設促進協議会長

橋本 昌 殿

### 霞ヶ浦導水事業の促進に関する決議に抗議しその中止を求める声明

去る5月18日の「霞ヶ浦導水事業建設促進協議会」による標記の決議に抗議し、霞ヶ浦導水事業の中止をもとめる。

当該事業の目的である「水質浄化」、「濁水対策」および「新規都市用水開発」のすべてが有害無益であることは、那珂川関連の全漁協による霞ヶ浦導水差止訴訟の過程で証明したとおりである。また、本件の長い歴史の中で私たちが“水あまりの状況”、その他の具体的な反論・批判・提案を重ねてきたことに対し、国・県当局は具体的な反証を挙げることなく「必要性」を強調するだけで権力的に本事業を推進してきた。

標記決議は、「平成23年から再びアオコが大発生し、深刻な悪臭被害が発生するなど、霞ヶ浦の浄化対策は喫緊の課題」とし浄化効果を煽っている。しかし霞ヶ浦の水質(COD)は、平成21年の9.5 mg/lから直線的に下降し平成25年には6.8 mg/lとなった。最近4ヶ年で2.7 mg/lの削減であり、この削減は、導水事業の浄化効果予測0.8 mg/lの3.4倍に相当する。過去4年間に実施された諸対策を励行することで、昭和56年の霞ヶ浦富栄養化防止条例制定時の水質目標値6.8 mg/lの達成が可能であり、霞ヶ浦導水事業が不要であることを実証した。

われわれは標記決議に強く抗議し、霞ヶ浦導水事業の中止を求める。

平成27年5月28日

霞ヶ浦導水事業を考える県民会議

共同代表 柏村忠志・浜田篤信

ハツ場ダムをストップさせる茨城の会 代表:濱田篤信 船津寛

事務局: 神原禮二 〒302-0023 取手市白山1-8-5 携帯: 090-4527-7768